

地方税財源の充実確保に関する決議

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成28年度において5兆6千億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成29年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 平成29年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方創生の推進、人口減少対策、地域経済・雇用対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

2 平成29年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 消費税・地方消費税の引上げが再延期されることにより、地方が進める社会保障施策の充実に向けた取組に支障が生じることがないように国の責任において必要財源を確保すること。

(3) 償却資産に係る固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された時限的な特例措置については、期間の延長は行わないこと。

(4) 軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税にかかるエコカー減税の延長に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。

また、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、消費税・地方消費税の引上げ再延期に併せて延期すること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割及び財政負担を十分踏まえ、その役割等に応じた地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上決議する。

平成28年11月9日

全国市議会議長会